

商 標 権	判決年月日	令和３年７月２０日	担 当 部	知財高裁第４部
	事件番号	令和３年(行ケ)第１００１３号		

○ 指定役務を「語学に関する知識の教授」等とする「L i n g u a ' F r a n c a '」の文字と図柄から成る登録商標について，同商標の使用の事実が証明されていないとして，商標法５０条１項に基づき商標登録を取り消した審決の取消請求が棄却された事例

(事件類型) 審決(取消)取消 (結論) 審決維持(棄却)

(関連条文) 商標法２条，５０条１項

(関連する権利番号等) 登録第５４８８９４６号

(審決) 取消２０１９－３００１７１号

判 決 要 旨

１ 本件は，指定役務を第４１類「語学に関する知識の教授」等とする「L i n g u a ' F r a n c a '」（リンガフランカ）の文字と図柄から成る下記の本件商標の登録について，一部の指定役務（本件指定役務）について，商標法５０条１項に基づき商標登録を取り消した審決の取消訴訟である。

【本件商標】



２ 本件の主な争点は，①国際英語であるグロービッシュを用いて会員同士で情報発信，情報交換をするSNSサービス（本件サービス）が要証期間に提供されていたか，提供されていたとして，そこにおける本件商標の使用が「語学に関する知識の教授」等の役務についての登録商標の使用といえるか，②本件商標権の旧商標権者であるリンガフランカ社（解散会社）の事業の宣伝広告等に係る動画（本件動画①～④）が要証期間に公開されていたか，公開されていたとして，そこにおける本件商標の使用が「語学に関する知識の教

授」等の役務についての登録商標の使用といえるかである。

3 本判決は、要証期間に本件サービスが提供されていた事実は認定できないとし、一方、要証期間に本件動画が公開されていた事実は認定できるとした上で、概略、以下のとおり判示し、いずれにしても「語学に関する知識の教授」等の役務についての登録商標の使用は認められないとして、原告の請求を棄却した。

(1) 仮に、要証期間に本件サービスに係る会員認証ページに本件商標が表示されていたとしても、本件商標は本件指定役務の範囲に含まれる役務について使用されているとはいえない。

すなわち、本件指定役務のうち、「語学に関する知識の教授」、「国際文化に関する知識の教授」又は「教育研修のための施設の提供」は、人に対する教育又は知能を開発するための役務であるが、本件サービスは、会員がSNSを利用して会員同士で情報発信、情報交換をするものであり、その際に使用できる言葉をグロービッシュの基本単語1500語又はその派生語に限定したというにすぎず、実態としては個人間の交流の場を提供しているだけのサービスである。したがって、本件サービスが主体的に知識の教授や教育研修を行っているとはいえず、本件サービスを利用することでグロービッシュについての能力が向上することがあるとしても、それは、単なる副次的な作用、効果にすぎない。

そうすると、本件サービスの提供は、「語学に関する知識の教授」、「国際文化に関する知識の教授」又は「教育研修のための施設の提供」のいずれにも該当しないというべきである。

(2) 本件サービスの提供が「語学に関する知識の教授」等の役務に当たらないから、本件動画①ないし④が本件サービスの案内を内容とするとしても、それは上記各指定役務に関する「広告」（商標法2条3項8号）に該当する余地はない。

また、本件動画①及び②は、具体的な役務との関連性が明確にされているとはいえず、この点からも「役務に関する広告」（商標法2条3項8号）とはいえないものである。したがって、本件動画①及び②における本件商標の使用が、商標法2条3項所定の「使用」に該当するとは認められない。

さらに、本件動画③及び④は解散会社のサービスの紹介を内容とするものであるが、解散会社は同サービスを終了させており、原告は同サービスの運営を引き継いでいないから、本件動画③及び④は、業として行われている役務について使用されているものではないから、その本件商標の使用を商標としての使用と解することはできない。